

社会福祉法人亀甲会評議員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人亀甲会（以下、「法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、評議員、理事及び監事（以下、「評議員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 法人の評議員等の報酬、賞与及び退職手当等は支給しないものとする。ただし、職員のうち理事を兼務する者は、法人の職員給与規程に基づき給与等を支給する。

(費用弁償等)

第3条 法人の評議員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、法人の評議員等費用弁償規程に基づき、費用弁償を支払うものとする。ただし、職員との兼務であるものの場合は支給しない。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て改廃することができる。

(附則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。